

一般社団法人三重中勢勤労者サービスセンター理事会規則

(趣 旨)

第1条 一般社団法人三重中勢勤労者サービスセンターの理事会については、定款に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(招 集)

第2条 理事会の招集は、開会の日前7日までに、理事に通知してこれを行う。ただし、緊急を要する場合は、通知期限を短縮することができる。

(理事会の議決に付すべき事項)

第3条 理事会の議決に付すべき事項は、定款に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 規則の改廃に関する事
- (2) 負担付の寄附又は贈与を受ける事
- (3) 前2号に定めるもののほか、理事長が理事会の議決を要すると認めた事項

(理事の議案提出権)

第4条 理事は、理事会に議案を提出することができる。

- 2 前項の規定により議案を提出するにあたっては、理事総数の3分の1以上から連署による文書を理事長に提出しなければならない。

(議長の職務の代理)

第5条 理事長に事故ある場合又は理事長が欠けたときは、理事会で予め定めた順序によって副理事長が議長の職務を代理する。

(動 議)

第6条 動議は、出席理事の3分の1以上の賛成がなければ議題とすることができない。

(発 言)

第7条 発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。

(委 任)

第8条 この規則に定めるもののほか、理事会の運営に関し、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成14年11月22日から施行する。
- 2 この規則は、平成24年4月1日、一部改正し施行する。
- 3 この規則は、平成26年6月1日、一部改正し施行する。